埼玉西部消防組合建設工事競争入札参加資格者格付基準

（平成３１年４月１日施行）

第１　趣旨

この基準は、埼玉西部消防組合建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成２７年告示第１号。以下「要綱」という。）第８条第１項の規定に基づき管理者が建設工事の請負について行う格付について、必要な事項を定めるものとする。

第２　格付の方法

管理者は、客観的事項と主観的事項をもって、次の算式により数値化した格付点数により、下表の区分に従って業種ごとに格付を行うものとする。

客観的事項の数値＋主観的事項の数値＝格付点数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 土木一式工事 | 建築一式工事 | 電気工事 | 管工事 | その他の建設工事 |
| Ａ級 | 850点以上 | 850点以上 | 850点以上 | 800点以上 | 800点以上 |
| Ｂ級 | 750点以上  850点未満 | 750点以上  850点未満 | 750点以上  850点未満 | 700点以上  800点未満 | 700点以上  800点未満 |
| Ｃ級 | 650点以上  750点未満 | 650点以上  750点未満 | 650点以上  750点未満 | 600点以上  700点未満 | 600点以上  700点未満 |
| Ｄ級 | 650点未満 | 650点未満 | 650点未満 | 600点未満 | 600点未満 |

第３　客観的事項の数値

客観的事項の数値は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３に規定する経営事項審査の結果通知書に記載された業種ごとの総合評定値（規程第８条に定める項目のうち経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、平成２０年国土交通省告示第８５号（以下「国土交通省告示」という。）第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準という。）に従って審査し、同告示並びに平成２０年１月３１日付け国総建第２６９号「経営事項審査の事務取扱について」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」（以下「事務取扱別紙」という。）により算出した評点）とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者については、次のとおり取り扱うものとする。

⑴　経営規模及び技術力の審査は、当該組合と５以内の組合員（要綱第６条第４項中官公需適格組合が申請する場合の書類欄の「組合員」をいい、当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行う。

ア　工事の種類別年間平均完成工事高

イ　工事の種類別年間平均元請完成工事高

ウ　自己資本の額

エ　利益額

オ　技術職員の数

⑵　経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と５以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第１位を四捨五入した数値）とする。

第４　主観的事項の数値

主観的事項の数値は、ＩＳＯ認証の取得に関して下表に従い算出された合計の数値とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 認証取得したＩＳＯ規格 | 評点 |
| ９０００シリーズ | ２０ |
| １４０００シリーズ | １０ |

第５　主観的事項の数値の加算対象

主観的事項の数値の格付点数への加算は、組合市のいずれかの市内に建設業法に規定する主たる営業所を有するものについて行うものとする。

第６　共同企業体の取扱い

要綱第１５条に定める共同企業体の取扱いについては、管理者が別に定める。

第７　格付の変更

要綱第１０条に定める参加資格の有効期間内においては、格付の変更は行わないものとする。ただし、管理者が必要と認めるときはこの限りでない。